

近世前期小姓組番支配の一考察

——支配方と番の自主運営——

福留真紀

はじめに

本論文は、幕府番方の職制や職務を解明する一環として、近世前期の小姓組番を例に、彼らの支配方の命令事項と、番内部における合議事項とをその境界線に注目しながら比較検討することによって、番がその職務を遂行する際の行動基準を明らかにしようとするものである。

この時期の幕府の旗本支配については、小池進氏^①や藤井讓治氏^②によって「江戸幕府日記」寛永一四（一六三七）年八月八日条の「前廉番頭・組頭善悪申上候間、御目付之者ハ組中之こまか成義ニハ構不申候様ニト被仰出候」という記事から、家光が組内部のことは番頭、組頭を中心に組内部で処理させる方針であったことが、指摘されている。また、小池氏は、「旗本の主体性」について論じ、豊臣秀吉の「惣無事」により自力救済を否定され、個別領主としての諸権限を大きく制限されていた旗本は、所属する番や組を領主としての主体性発揮の「場」としていたことを明らかにした。つまり、寛永一二年一二月一二日に発布された「旗本諸士法度」には、境争論や他の組との紛争、「相地頭」の場合の自身の知行地に

おける百姓の公事の処理は、所属の番頭・組頭の相談により解決することが記されていることや、「寛永録（江戸幕府日記）」の記事から、知行所経営、相続の問題も番頭を中心に解決が計られていることを挙げ、番や組を解決の媒体として、いることから「旗本は組に編成されることで初めて自己の主体性を発揮することができた」と述べている。⁽³⁾このように、近世前期の幕府の旗本支配の構造や、旗本にとっての番や組のあり方が示されてきているものの、彼らの江戸城での日常の職務遂行の中において、どの程度の自主性があったのか、必ずしも実態が明らかになっていないわけではない。本論文では、この点について、実証的に分析していきたい。

対象とする史料は、「御役二付万事私之覚書」⁽⁴⁾である（本史料の全貌を紹介するため、本論文の末尾に史料の目次を【参考】として掲げた。本文や註の中の引用史料やその内容についての記述に添えた番号は、この目次の番号に対応している）。この史料は、小姓組番の種々の勤めをはじめ、誓詞の案紙、手形証文など四三項目に分類され、小姓組番の職務については項目ごとに、ほぼ年代順、箇条書きに記載されている。年月日の記載がないものもあるが、慶安元（一六四八）年六月五日（⁽¹⁵⁾⁽¹⁹⁾⁽²⁴⁾⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾）から寛文六（一六六六）年六月二六日（⁽⁴⁾）の記事があり、内容には寛永期についての記述も見られる。この時期は、慶安二年二月一九日に朽木民部少輔植綱が「六人衆」を解任されてから、寛文二年二月二二日に久世大和守広之と土屋但馬守数直が「若年寄」に就任するまでの、幕府の政治機構が老中の下に一元化されていた「六人衆」空白の時代を含んでいる。⁽⁵⁾よって、本史料の多くは、老中支配下にあったときの小姓組番の勤め方が記されていることになる。

老中支配下にあるということは、何を意味するのだろうか。これまでの研究では、寛永一五年末以降、小姓組番頭がそれまでの幕閣を人的に担っていく機能を喪失している点が指摘されている。⁽⁶⁾寛永一五年一二月五日に三浦志摩守正次と朽木植綱が小姓組番頭兼任を解かれるまで、六人衆は小姓組番頭を兼ねており、小姓組番はそのトップを將軍側近としていたため將軍に直結する機構であった。また、堀田加賀守正盛・松平伊豆守信綱・阿部豊後守忠秋・阿部対馬守重次は小姓組

番頭より六人衆をへて、老中まで進んでおり、寛永一五年以前は、小姓組番頭は將軍側近、有力幕閣の供給地であった。よって、本論文で取り上げる時期は、機能の変容後の小姓組番であり、彼らは、小姓組番頭出身で、番の構造を熟知しているであろう老中に支配される、という図式にあった。

次に、この史料の成立過程について、慶安四年七月五日に瀧川長門守利貞宅で定められた条目を提示しながら述べることにする(④)。

一、惣而致相談相定候儀、月番箱へ入置候留、帳付番之者書留可申候付、留書仕可然事月番方へ書付遣シ、留候通可申事、

一、致相談申合候儀、煩断不罷出候方へ、月番^ふ為知可申事、
すなわち、番頭の談合の結果決定されたことを、月番が帳箱に入れている留帳に書記役の者が書き留めることとなっており、留に記したことは月番に書付にして渡し、月番が留の通りに番内部に申し伝えることになっている。また、談合に病欠した場合は、月番からその者に申し伝えることとし、番内にくまなく情報が行き届くようなシステムとなっている。つまり本史料は、江戸城中の小姓組番の部屋にある帳箱⁽⁷⁾に納められていた留帳を情報源として、小姓組番頭を落ち度なく勤めるために項目分類したものであると考えられる。

本論文ではこの史料の内、どのようにその条目が定められたものか成立過程がわかるものを拾い出して分析する。したがって、小姓組番の職務がすべて網羅できるわけではないが、まず第一章で番内部の合議システムについて考察し、第二章では老中支配の実態を、相続、俸禄米、知行所といった「(1) 旗本身分に関する事例」と、儀式における職務、勤務態度、病氣・死・服忌といった「(2) 小姓組番の職務上の事例」の二つに分け、具体的に分析していくことにしたい。

一 小姓組番内部の合議システム

「はじめに」で提示した史料の文言に「惣而致相談相定候儀」「致相談申合候儀」と番内の合議システムの存在を示す記述が見られた(④)。そこで、本章では、老中支配に論を進める前提として、小姓組番内部の構造について考えていきたい。

「御役二付万事私之覚書」の四三項目の中には、それらの条目がどのような状況で定められたか、その成立過程がわかるものがある。例えば、「慶安四年卯二月廿五日 於御城相定」(④)「承応三年午ノ二月十九日 仙石因幡守宅ニ而定之」(④)「明暦二年申二月廿二日 松平伯耆守月番之節留之」(⑫)などは、⁽⁸⁾城巾や月番と思われる番頭の邸宅で定められていることを示しており、ここからも彼らが能動的に小姓組番の運営に当たっていたであろうことが推測できる。それでは、具体的に、明暦四(一六五八)年に小姓組番頭の間で交わされたものと、寛文二(一六六二)年四月一八日に番頭と組頭の間で交わされた二つの起請文前書からみてみよう(③)。いずれも、同様の内容であるが、その第一条目を明暦四年のものから引用してみたい。⁽⁹⁾

一、御用之儀ニ付而、御番衆改書上申事、其外中ケ間ニ而談合仕候刻、御小姓組十組之儀、不届仁及見及聞候通、無遠慮可申談候、縦親子兄弟好之者之儀成共、心底ノ不残可申談候間、互腹立仕間敷候、尤於此儀意趣尔仕間敷候事、

つまり、「中ケ間ニ而談合」とあるように、小姓組番では、内部で話し合いの場を持ち、番内部の相互批判の機能を持ち合わせていたことが読み取れる。

また、慶安四(一六五二)年三月二八日に小姓組番頭の安藤伊賀守重元・瀧川利貞・松平左近大夫乗眞・土屋数直⁽¹⁰⁾が

「寄合之時分料理之事」について申し合わせた記事があるので、以下に示したい(④)。

一、本汁

一、二汁

なますか
さしみか

一、やき物

一、煮物

酒ひてか
鳥類か

一、精進物

此外香物塩辛

後段何二ても

一、吸物肴

二色

一、茶菓子重箱二入

一、菓子

二色

すなわち、食事をしながらの寄合もあったということだろう。料理について申し合わせる必要があったのは、幕府の方針である儉約の意味合いと、番頭の家で寄合が行われるため各家の足並みをそろえる意図があったのだと考えられる。

以上のように、小姓組番内部には月番番頭の家を集まって、時には食事をしながら合議するシステムが存在し、彼ら自身の相互批判の機能を持っていたことが明らかとなった。

次章では、番頭たちは、どのようなことを自主的に決定し、老中はどの範囲で権限を持ち得たのか、具体的に見ていきたい。

二 老中支配の実態

(1) 旗本身分に関する事例

相 続

承応三（一六五四）年一月二日、米津内蔵之介田盛宅で書かれた条目には、「跡目之事、親方子方両方々申候得者紛候間、親方計との書上候様にて、御老中被仰候事」とある。相続については、当然ながら老中がとりまとめを行っているのだ（⑬）。また、番士の子息が初御目見の時の進物について、明暦三（一六五七）年七月一六日に御番衆の惣領三七人が御目見えをした際、老中阿部忠秋が、三千石以上の者が太刀目録、三千石より下の者が樽代と仰せ渡している（⑭）。これら二つの事例は、いずれも小姓組番・書院番だけでなく、江戸城中に勤める者全体を対象としているものであり、番頭の意志の介在なしに、老中の指示により決定していることが指摘できる。

俸禄米

夏の借米を受け取る際、小姓組番士は以下のような証文を提出しなければならなかった（⑰）。

請取申夏御借米之事

高如何程之内
米合何程ハ

但、京升三斗五升入也、

右、是ハ当何年夏為御借米三分一ノ積リニ請取申所実正也、仍如件、

年号月日

謹
某書判印判

宛所御蔵衆名

表書之通可在御渡者也、以上

組頭印判
番頭印判

すなわち、証文には所属している組の番頭と組頭の裏判が必要なのである。ところが、明暦三（一六五七）年四月二三日、小姓組番頭松平壱岐守忠利が紀州への使者を勤め、江戸に戻る途中、伊勢国四日市で急死した⁽¹¹⁾。翌五月は、夏の御借米の時期であり、松平忠利組では番頭不在という事態となったのである⁽¹²⁾。そこで、月番の番頭が裏判を記し、老中からの書状を添えて御蔵衆へ遣すという処置がとられている（⑱）。

また、慶安元（一六四八）年六月五日の大久保右京亮教隆宅で定められたことが記載された記事の中に、小姓組番、書院番、大番は無給で三年勤めた後に、俸禄米を受け取ることと定められているが、病気で休んだ場合はどのくらいの期間ならば三年目の支給が認められるのか、また六月以降に番入した者についてはどうなのか、お尋ねがあつたので、老中へ前例を書き上げたものを慶安三年一月一日に提出している、とある。老中は判断の指針とするために、番頭に前例の報告を求めたのだと考えられる（19）。

また、承応二（一六五三）年には、以下のような事例が見られた（19）。

一、安藤伊賀守組（重元）犬塚小善次事、親平右衛門（重世）ため尔、梅原大膳ハ小舅二付、十ヶ年程閉門仕候、小善次も一所尔引

籠罷有候（重元）処尔、承応元辰ノ年父一所尔致召出候、御番二年皆勤仕候、其年右仕合二付、惣並尔御切米拝領不仕候故、右御番相勤候通、御老中江申上「虫損」一年御番相勤候間、巳年御切米三百俵拝領仕候事、

つまり、安藤重元組所属の犬塚忠世は、番を三年勤め上げたところで、親族の不祥事のために逼塞を余儀なくされ、切米を受け取ることができなかつた。そのため、承応元年に許されて召し出された際、老中にその件を申し上げ、その後一年勤めた後、翌二年に切米を三百俵受け取ることになつたのである。⁽¹⁴⁾

このように、俸禄米についての最終判断は必ず老中が下していることがわかる。

知行所

近世初期は、交代寄合以外の旗本が知行所に戻ることを許されていた時代であつた。承応三（一六五四）年二月一九日の仙石因幡守久邦宅にて定められた条目の中に、旗本の知行所への暇について定められてきた過程がわかる記述がある（12）。

一、春秋知行所へ御定御暇二而遣候也、寛永拾年西九月被仰出候旨、（寛永一五年）才ノ八月十五日三浦志摩守殿御改、松平伊豆守（信綱）

殿も其場ニ御立合候而御小姓組・御書院番一所ニ相定候事、

つまり、寛永一〇（一六三三）年九月に旗本の知行所への暇について定められており、同一五年八月一五日に六人衆三浦正次により改められるという過程を経て、この時老中松平信綱の立ち合いで、春秋に知行所へ暇を遣わされることを、小姓組番・書院番が一緒に定めたのである。⁽¹⁵⁾ 寛永一五年は小姓組番頭が六人衆を兼ねていた時期であるため正次により改められたが、承応三年時点では、小姓組番頭が幕閣の構成メンバーではないために小姓組番頭・書院番頭がその支配方である老中の立ち合いを受ける形で物事を決定している点が、注目に値しよう。その後、明暦元（一六五五）年八月八日付の条目には、「知行へ御暇之儀、差当不叶用之事ニて其品を承届、春秋之御暇を一度ニも可遣候、春秋之御暇之外無扱儀候て番頭中へ相談之上可遣候事」とあり、決まった御暇の外には、番頭中に相談してから遣わすようにと記されている⁽¹²⁾。

明暦二年二月二二日の松平伯耆守氏信が月番の際の留書には、その実例が示されているのでみていきたい⁽¹²⁾。酒井飛騨守重之組所属松平長三郎忠良の三河の知行所が、ここ二年特に不作で、百姓たちが飢死するほどの状態であるため、御暇を頂きたい旨、老中へ申し出た。五、六〇日の御暇では用が足りないもので、一年の御暇を希望したところ、將軍の上聞に達し、御暇が許されたため、明暦元年一二月二六日に江戸を出発したという。また、同様の例として、戸田備後守重種組所属小出三郎兵衛の知行所である近江・大和・備中が毎年不作の上、これまで知行所に行ったことがなく、「井堤」の普請等も行いたいと、明暦元年一二月に御暇を老中へ申し出ている。將軍の上聞に達し、同月、御暇が下される。松平信綱に、知行所が遠国の上、船路で日数も掛り、ゆっくりと普請等を申し付けることになるかと伝え、意見を求めると、逗留日数については同役中で相談をするように指示を出されている⁽¹²⁾。このように小姓組番士が知行所に春秋以外に御暇を望む場合は、番頭より老中へ申し出て將軍より許可が出され、逗留日数のような細部は、番内の談合に委ねられていることがわかる。

以上のように、旗本身分に関する事柄は、老中主導であることが明らかとなった。

(2) 小姓組番の職務上の事例

儀式における職務

ここでは、小姓組番士の種々の職務の中で、儀式について老中の関わりが史料上明らかなものを取り上げる。

承応二(一六五三)年八月二日には、異国人や其外の御礼の際には、「見せ人⁽¹⁶⁾」が多く必要となるため、正規のメンバーでは足りない人員を補充するための具体的方法について番頭・組頭で合議の上決めていた条目がみられる⁽¹⁸⁾。その後、明暦元(一六五五)年一〇月の朝鮮通信使の御礼の節には、「御書院番・御小姓組が為見人出し候へのよし御老中被仰渡候二付、加御供番一組八日目之組が増人出、都合五拾人之積二出申事」とあり、老中の指示を受け、具体的な数字は番頭の方ではじき出していることがわかる⁽¹⁸⁾。また、同二年六月二九日の酒井藏人頭忠次が月番の際の留書によると、江戸城内柳ノ間での振廻において小姓組番士と書院番士が合同で給仕役を勤めるに際し、老中松平信綱から「御書院・御小姓組両組が廿五人宛五十人御給仕二出候様」指示が出たため、不足の五人については二之丸番の板倉市正重大組から補うことを決めている⁽¹⁵⁾。以上の二例から、儀式に供出する人数は、老中より数の指示は出るものの、実際の調節は、小姓組番及び他番との連携で決めていることがわかる。

勤務態度

万治二(一六五九)年八月二日に、次のような記事がある⁽¹⁾。

一、御書院番頭・御小姓組番頭・新御番頭・小十人番頭・大目付衆・御目付衆順々二被 召御座之間江、御直御意

之趣ハ、近日御本丸江御移徙被遊候、西之丸ハ御殿も狭、人多二候、取込作法能様二者不被 聞召候、御本丸者御座敷も広可有候、番頭中寄合相談仕、向後作法も能様二御番衆中へ可申渡候、存寄之儀候者御老中迄可申、御目付衆へも被 仰付候間、此上不法法之儀被聞召候者、番頭共二越度二可被思召之由、 上意二御座候、

九月五日の將軍家綱の本丸移徙に向けて、小姓組番を初めとする城に勤める者たちが、本丸で不法法の無いように申し付けたものである。なお、「存寄儀」があれば、老中まで申し出るように言い、城中での監査役である目付にも仰せ付けたのであるから、今後不法法のことがあったら、番頭の落ち度とする、との上意である。この記事から、一方的な、上からの指示ではなく、番頭の意見も聞く姿勢を見せていることがわかる。

その後の展開は、八月六日に戸田相模守氏照宅で定められた条目に見ることが出来る(④)。

一、当月番、前後月番以上三人罷出、於 御城二御老中へ申上候者、先日 御前江被召出 上意之趣組中江申渡候、就夫何茂番頭・組頭寄合仕候、跡々々之御条目此度之被仰出候通、弥相守候様可申渡候、此外存寄之儀二御座候、得御意組中江申聞候様仕度奉存候由申上候得者、可申渡之存候儀覚書有之候哉と御尋付而、則覚書美濃守殿江申渡^(老中・稱業止則)申候、

覚書には、「万治二年亥八月六日 御書院・御小姓組相談二て御老中へ懸御目候書付之覚⁽¹⁷⁾」とあることから、書院組番と共に寄合を持っていたことがわかる。内容は、勤めが円滑に進むような具体的な勤め方から、番士個人が心得るべき作法まで一〇箇条に渡るものである(⑨)。この約一ヶ月後の九月三日に「御老中口上二て被仰渡候⁽¹⁸⁾」として、「一、たはこ之事、一、番頭・組頭、御番所見廻り可申事、一、弁当部屋口、心を付、番頭・組頭見廻り候様二可仕事」の三条が記されている(④)。これらは先の覚書(⑨)の「一、湯呑所江一度二大勢不被参、二三人宛も可被参候、勿論彼所二長座有間敷候事、一、高雑談并御夜詰過候刻、声高無之様二可被致事、一、弁当遣被申刻限九ツ半少始、七ツ二仕舞可被申事、尤火之元念入可被申事」等の条目を受けた、老中からの指示であるとも考えられる。番頭はそれを受けて談合し、「弁当始

り不申以前并過候以後、弁当部屋へ出入有之間敷候事」と番中に申し渡している(9)。これらことから、直接上意を受けた小姓組番頭は、その具体的方法を書院番頭と合議の末、覚書にまとめ、老中の目を通した上で運用しているといえる。つまり、この場合具体的な番支配の部分は番頭に任せられており、老中にはチェック機能があるのみということができよう。

若年寄誕生後の寛文二(一六六二)年四月八日にも、番士の作法について、城内で定められている(9)。

一、御番所人少二無之様ニ被致、弁当遣被申候時分も、如前々半分御座敷ニ残、急用無之候者、右之人数之通被相詰、当番之人数其日之詰番へ申通候事、

一、於御番所、昼夜共ニ高声被致候者、他番之番頭ニ而も有合申者、御番所へ可申通旨、同役中申合候事、

一、御夜詰過食物之事、行燈をとをのけ目尔た、つ、不作法尔無之様尔可被致候、御夜詰過候衆、目付衆廻り被申前後番頭・組頭与風廻り申等ニ申合候事、

御番之順々、於御番所番頭・組頭兩人ニ而御番衆へ可申渡口上

一、大和守殿(久世広之)・但馬守殿(土屋数直)御申候者、頃日御番所作法悪様御目付衆見及被申、御老中ニも御聞被成候由ニ候、何茂致相談何とそ不作法ニ無之様ニ可然候、不作法と相見候事万之儀ニてハ有間敷候、昼夜共ニ高声無之様ニ、御番所人少二無之様ニ、御夜詰過ニ而も万事之別尔無之様ニ可然之由御申候間、御本丸御移徙之時分出候書付之通、弥御吟味候而御番御勤走ニ候、向後者御老中・大和殿・但馬殿不時御番所御通候儀可有之候間、何茂被申合人少無之様、作法能様ニ可被致候、御夜詰過食物等之儀不時御目付衆廻り可被申候間、目尔不立様ニ、尤ニ候、此上者面々尔も心を付可申候間、作法悪と見及候方ニて急度御異見可申相番中被申談、右之書付切々見被申候ハ、右之通ニ可被相勤候、

当然ながら、久世広之・土屋数直の二人の若年寄が、小姓組番の支配方として老中との間に介在していることが明らかで

あるが、若年寄設置後も、番の自主運営体制が変わっていないことがわかる⁽¹⁹⁾。また、万治の頃からの同じ様な取り決めが繰り返されている部分もあり、いつの時期も勤務中に番所から出歩いたり、大声で話したりする者がいたということだろう。中でも老中や、久世・土屋が「不時」番所の前を通ることがあるので、番所に人が少なくないように、目付が「不時」見廻りに来るので夜詰を過ぎてから物を食べるのは目立たないように、など、監視の目があることを意識させなければ、番士たちは弛緩していたのだろうか。また、番内部では他番の者であっても大声を上げる者がいた場合、番頭は番所に報告したり、目付の見廻りの前後に番頭・組頭が見廻るなど、かなり番内部の相互抑制が徹底しており、当時の番士の実態の一端を示しているようで興味深い。

最後に、上意ではなく老中から小姓組番頭に対する勤務への注意が出された事例を見てみたい。慶安三（一六五〇）年二月一八日の記事によると、老中から「番頭・組頭 御城明不申様ニ御番仕可然」と仰せ付けられたため、小姓組番頭が談合し、「御小姓当番之時、番頭・組頭御城明不申候様ニ相詰候覚」という書付を作成して老中へ御目に懸けたところ、「上意にてハ無之候間」、書付を見るには及ばず、御城を明けないように勤めることは尤もである、との回答であった⁽⁶⁾。つまり老中は、將軍からの上意であるならば、小姓組番が作成した「覚」の吟味を行ったはずだが、この件については老中からの指示であったため、特にその対策については関知せず、問題が解決すれば良いとの判断である。そのため、書付は監察機関である目付へ伝えるのみとなっている。これは、小姓組番内部のことは自主運営に任されていることを端的に表しているといえよう。

病氣・死・服忌

ここでは、小姓組番士自身や、その家族が病氣、あるいは死を迎えた際の番の勤め方、また、服忌の事例を取り上げる。

まず、本人が煩った場合について、いくつか事例を挙げて分析してみたい。

明暦二（一六五六）年四月二〇日の小出越中守尹貞が月番の際の留には、以下のような記述がある（⑫）。小姓組番頭酒井忠次組所属の兼松弥三郎正春は持病のため、番の勤めがあるものの、明暦二年四月に塔沢への湯治を希望したので、定め通りの、三廻りの予定で誓文状を書かせ、許可したところ、姉と妻が病気なので同道し、二人には四廻り入湯をさせたいと、湯本より求めてきた。そこで、同役中と書院番頭へ相談し、番士自身のことではないが、同道した姉と妻を見捨てて帰るわけにも、女性達でまた湯治に行くわけにもいかないので、再度誓文状を取り、四廻り湯に在ることを認める決定をした。つまり、小姓組番士の湯治の延長といった番内の勤務に関することは、同様の勤めを行う書院番との共同討議のみで、決めているのである。

同年十一月晦日にも湯治に関する記事があるが、こちらは老中の指示を受けている。戸田重種組所属の真田喜兵衛信利は、承応三（一六五四）年三月二二日より番入したが、翌年四月中頃より病を得て番を勤めることができなくなった。しかし、無足であるので小普請方へも出されず、その上、このままでは湯治など養生も思うに任せず、番を退いてゆっくり養生し、回復の後御奉公したいと、本人が同役中へ相談した。明暦二年五月に松平信綱・阿部忠秋に、信利の願の通り申し伝えたと、二人で相談されるということで、以後、回答がなかったため、重ねて信綱に、書付で申し入れたところ、一月三日に信綱から、番を退き、親である内蔵介信勝の所で養生させるように、と仰せ渡され、番を退かせている（⑬）。また、慶安二（一六四九）年三月一〇日には、「小普請二出し候衆、気色本復本組江入申度候被申者、老年小普請相勤本組二入可申候、元組江入被申候節者、小普請支配方之衆御老中へ被申達、其上本組江入可申事」（⑭）、承応三年二月一九日の仙石久邦宅においては、「進物番衆或者年寄、筋気等二而進物番頭被申、本御番入申度と被申候ハ、御老中へ申達進物番除可申事」（⑮）と取り決めが成されている。以上二つの事例から、番士の進退問題が関わってくる場合には、老中の最終決断が必要であることが明らかである。

また、慶安三年閏一〇月四日に「自身疹癩痘相煩候て見江候日より、三十五日過候而御番尔出候可申、御目見へハ七十五日除候事」と、書院番頭と申し合わせ、老中阿部忠秋・松平和泉守乗寿の許可を得て決定している記事がある(27)。

次に、番士の家族が煩った場合について、まとめて挙げてみよう。寛文元年九月一八日には以下のような記事がある(27)。

一、看病人ハ三十五日過 御目見へ仕候得共、今度戸田相模守組織田五郎左衛門、京都御普請奉行被仰付候付而、丑

ノ九月三日御暇被下候時分、五郎左衛門子息疹相煩三番湯懸り三日目にて御座候二付、御老中江窺候へハ、此以

前者相違疹三番湯掛ケ候て御目見為致候様ニと被仰付被致御目見候、自今以後ハ三番湯掛り次第御目見可仕候、すなわち、病人を看護した場合の職務の遠慮の期間については、老中の指示を仰ぐことがわかる。

また、承応四年三月に、書院番組頭土屋兵部少之直の娘が、⁽²⁰⁾疱瘡で死去した折り、書院番頭加々爪甲斐守直澄が松平信綱へ御目見と御番日数について内意を得たところ、「御目見并御番日数之遠慮可有」との指示が得られた。書院番、小姓組番が相談の上、疹の遠慮も疱瘡と同様として、「疱瘡疹癩相煩相果候ニハ、看病人忌明候而、七日除御番日可被出候、但、御目見仕候儀者、相果候日より七拾五日遠慮可仕候」と決定している(27)。この場合、何らかの形で喪に服すのは自明のことであり、内容から見ると老中への伺いは形式的なもののように考えられる。

以上の事例は、いずれも老中に問い合わせることができる状況にあった場合であるが、老中が城中にいない夜中には、どのような形での指示体制であったのか、万治元年九月朔日の記事から見てみたい(9)。

一、親子妻強煩申候而断有之候者、縦御夜詰過申候共宿へ出シ可申事、是者八月廿日新御番曾我太郎右衛門組小宮山十左衛門母儀、^(吉広)俄以之外煩候由御夜詰過申来、太郎右衛門土屋但馬守ニ相談被申候処、跡々為定例者無之候得共、無扱儀候間出被申候様ニと差図仕候、依之但馬守、御老中江御相談申相極、万治元戌年九月朔日書付以番頭中・御目付衆江但馬守申渡候由、酒井藏人頭^(忠次)申来、土屋兵部少月番^(之直)ニ付書留也、

つまり、側衆土屋数直⁽²¹⁾が番頭に指示を出すという老中の役割の代行を勤めている。その後、側衆が老中に相談することにより、正式に定まっている。担当した者の責任からか、この件について側衆が番頭と目付に申し渡している。また、これは新番の事例であるが、番の円滑な運営のために、小姓組番頭の酒井忠次がのがさず情報をつかみ、月番の土屋之直⁽²²⁾に伝え、月番が書き留めていることが読みとれる。

以上のように、実質的な職務の運用は、小姓組番自身に委ねられており、小姓組番頭のイニシアチブで、案件により書院番頭との合同討議により、番の方針を決定していたことが明らかになった⁽²³⁾。

おわりに

以上、近世前期の小姓組番支配について、支配方の権限の及ぶ部分と小姓組番の自主番運営の範囲の境界線に焦点を当て、番の職務遂行の行動基準を具体的に明らかにしてきた。

総括すると、老中は、旗本の身分に関する事例として分類した、相続や初御目見えの進物については一方的に指示し、俸禄米や知行地について、及び番士の進退・病気や死に対する遠慮などの際には最終判断を下している。これらについては、対象者を小姓組番に限らない幕府の取り決めという共通性がある。つまり、老中の権限は、小姓組番を江戸幕府直属の家臣という大きな枠組みで考えた場合に発揮されていたといえよう。その一方で、小姓組番の職務という番独自の部分については、能動的に指揮している様子はみられず、特に細部の具体的な取り決めについてはすべて番の自主性に任されていた。小姓組番は合議システムを持ち、書院番とも連携しながら日常の勤めを行っていた。

また、支配方について注目すると、本論文で取り上げた時代は、老中が小姓組番支配をしていたという特徴のある時代を中心とし、その後の若年寄を支配方とした時代までを含んでいたが、番の自主的な運用体制は支配方の変化によって変

わることにはなかつた。つまり、小姓組番の支配方は老中から若年寄へと移り変わっていったものの、その一見「激しい変化」は幕府の政治機構の変容という大きな流れにともなうものであり、番支配の実質というミクロな観点から考えれば、支配方の多くが小姓組番頭出身であり、極めてスムーズな「静かなる変化」であつたといえるのではないか。そのため、支配方の変化が小姓組番支配の構造に大きな影響を与えることはなかつたのではないだろうか。それは、本論文で直接は分析の対象とすることが出来なかつた、老中が支配方となる以前の小姓組番頭兼六人衆から旗本支配専任の六人衆へという変化の時期を含めて考えても、同様のことがいえると推測する。

本論文では、史料の性質上やむを得ないことであつたが、断片的で、きわめて限られた範囲での考察に留まらざるを得なかつたため、支配構造の全貌を解明するには課題が残つた。今後は、他の時期の旗本支配の構造との比較など、視野に入れていきたいと考えている。

註

- (1) 小池進「旗本「編成」の特質と変容」(『歴史学研究』七二六号、青木書店、一九九八年)八九頁。
- (2) 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』(歴史科学叢書、校倉書房、一九九〇年)二九六頁。
- (3) 小池氏註(1)論文、九〇〜九一頁。
- (4) 国立公文書館内閣文庫所蔵、架蔵番号一五二一―一四。四冊から成る編纂史料で、四冊とも「御実紀調所」の印がある。この史料名は『改訂内閣文庫国書分類目録』に做つたもので、史料の表紙の題箋は「御小姓組御番頭始末全録」、内題は「御小姓組番頭并組中 始末全録」、目次の冒頭には「御役二付万事私之覚書」とある。なお、

四冊はそれぞれ題箋の「御小姓組御番頭 始末全録」の後に「春」「夏」「秋」「冬」と書かれている(内題の後は「一」「二」「三」「四」)。「廿一、夜廻り昼廻り衆江申渡候覚」の途中から「秋」の冊になっており、四冊がそれぞれ二二丁、二三丁、二二丁、二二丁と丁数が一定していることなどから、便宜的に四冊に分冊されたものと考えられる。史料の配列も「一、万事被 仰出留」のよう、幕府から仰せ出されたものから始まり、具体的な職務の覚書、定書、最後に誓詞の案紙などをまとめて記しており、季節と関係しているわけではない。内容については、本論文末の【参考】を参照されたい(表中の史料の項目名は、史料冒頭の目次に従つた)。

(5) 「六人衆」という呼称の本論文における定義をしておきたい。寛永一五年四月二四日、太田備中守資宗が奏者番に就任し、同年一月七日、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝が老中から大老になったのと同時に、彼らの嫡子である土井遠江守利隆、酒井備後守忠朝が六人衆を罷免され、利勝・忠勝の後任に阿部重次が老中に就任し、それぞれの後任の補充はされなかったため、六人衆は三浦正次、朽木植綱の二名となる。しかし、本論文では「六人衆」という呼称を人数からではなく、一つの職制の呼称としてとらえ、職制としてはつきりした時点で「若年寄」に呼称を変えるのではなく、徐々に成立していく政治機構のその解消までを一括りと考えて、慶安二年二月一九日に朽木植綱が解任されるまでを「六人衆」とし、寛文二年に久世広之と土屋数直が「若年寄」に就任するまでの期間を「六人衆」空白の時代、と位置付けた。

(6) 藤井氏註(2) 前提書、二八二―二八八頁。

(7) 同日の条目より「御城帳箱」には、他に「御能之時分要脚廣蓋差引役人」を勤めた者の書付や「分限帳」がおさめられていることがわかる。また、使者や普請を担当した者は、「御城帳箱」に入れてある帳面に、職務についた年月を書き載せるようにとの注意もある。加えて、承応三年二月一九日には、御前で披露できるほどの「水游(水練)」の腕がある者がいた場合は「部屋二書付置可申事」ともある(4)。おそらくこれも帳箱に納められている帳面に書

き付けることを指示しているのだろう。この「御城帳箱」は、寛文元年六月一六日に城中で、番交代の際の部屋の受け渡しについて定めた三箇条の末尾に「此書付帳箱へ御入置御番之順々ニ御覧候而、来ル廿七日之御番衆右之書付之通可被致候事」(4)(9)と記されていることからわかるように、小姓組番の職務についての種々の情報の中継基地であったといえる。他に情報を行き届かせる手段としては廻状がある。例えば、本文と同日の記事に「助番之事、助前之方江可申遣事、致助番候者致廻状勤帳二早々可書付事」(4)とある。

(8) これらの記述は、箇条書きで記されている本文の右肩に小字で書かれており、同じ日付のものが続く場合は、それぞれ右肩に「同断」と記されている。なお、本論文中の史料引用部分では、煩雑になるため省いた。

(9) 寛文二年四月一八日の起請文は、久世広之と土屋数直が若年寄に就任した後のものである。明暦四年のものと同様の内容であるということは、支配方が老中から若年寄に変わっても、小姓組番のあり方は変わらなかったと言えよう。このことに関連する先行研究としては、小池進氏が、註(1) 前提論文の中で(九一頁)、寛永一二年に発布された「旗本諸士法度」と寛文三年八月五日に再交付されたものを比較し、後者は「組を媒介とした旗本編成と言った側面では、両法度とも若干の字句の移動のみで何ら変更点は見られず、家綱政権の旗本支配の論理としては、ほぼ家

光政権の踏襲」であるとしている。

(10) 土屋数直は慶安元年一〇月二七日に小姓組番頭に、承応二年九月一八日に側衆に就任している（『寛政重修諸家譜』第二一八九頁。以後『寛政譜』と記載）。

(11) 『寛政譜』第一一三四頁。

(12) 『柳営補任』によると、水野権兵衛忠増が同年七月二十九日に番頭に就任しており（『寛政譜』第六一六〇頁では七月一九日）、三ヶ月強の番頭不在の時期があったと考えられる。

(13) 寛永一七年三月一九日に小姓組番士となる（『寛政譜』第十六一三八九頁）。

(14) 慶安元年六月五日、及び承応二年のものは、史料の「入御番衆之定并三年勤御切米拝領之覚」という項目に分類されている(19)。前者には「入番衆本番見習二つ、但六月十五日以後見習無之事、但六月十五日過翌七月へ付、半年二成候而、三年勤御番改之時二年半之積り成、御合力米被下候障尔成申二付右之通相定候事」、後者には「無足三年勤之内、前二年ハ一年二付煩二十迄は御赦免被遊候、三年目ニハ煩十迄は御赦免被遊候、此外ハ御切米不被下候事」という記事も記されている。史料中に具体的に名前が挙がっている者の内、町野左近は『寛政譜』で確認できなかったものの、石野八左衛門（氏任、第八一四三頁）、塚原新八郎（昌詮、第四一四二頁）、犬塚小善次（忠世、第十六一三八九頁）、大久保甚之丞（忠國、第十二一四

二五頁）については、就任当時、部屋住であった。これらから、当時、部屋住の小姓組番・書院番・大番は、無給で三年勤めた後に、切米を受け取るシステムであったのではないかと考えられる。なお、『寛政譜』で就任年月などを確定できる石野と大久保についてみると「正保三年御小姓組に列し、慶安元年十二月十一日廩米三百俵をたまふ」「万治二年七月十一日御小姓組の番士となり、寛文二年十月二十二日廩米三百俵をたまふ」とある。

(15) これらの定めが決められてきた過程について、幕府日記類で確認することは出来なかった。なお、同日、知行所の距離により、番の合間や番を休んで暇を取ることや、その際に同時に休暇を取れる人数なども、具体的に定めている。

(16) 警備を行う者のことであると考えられる。

(17) 註(8) 参照。

(18) 註(8) 参照。

(19) 註(9) 参照。

(20) 寛永一六年一二月二六日に書院番士となり、正保元年五月二七日に同組頭、万治元年六月二日に小姓組番頭に就任している（『寛政譜』第二一九三〜一九四頁）。

(21) 註(10) 参照。

(22) 註(20) 参照。

(23) いうまでもないことだが、第二章では、触れることの出来なかった小姓組番士の職務は多々ある。そのうち、

「御役ニ付万事私之覚書」に見え、本論文に関連するものをいくつか挙げておきたい。まず第一に、江戸市中の警備がある。史料中には万治三年三月朔日と寛文二年一二月二四日に、夜廻りの衆に対する注意の条目が記載されている(21)。しかし、夜廻りの衆は小姓組番・書院番だけでなく大番も含まれるためか、若年寄確立後の後者の条目も、老中から申し渡されている。また、「水游」や高田馬場での馬の稽古も小姓組番頭の重要な職務の一つであった。本論文中で、小姓組番士の食事に対する注意が目についたが、

慶安四年七月五日に瀧川利貞の邸宅で定められたものに高田馬場での馬の稽古の際に、弁当・菓子を持参を禁じる条目がある(4)。

【付記】

本論文は、平成一三年度日本学術振興会科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

【参考】「御役ニ付万事私之覚書」目次

春(1冊目)	秋(3冊目)
1 万事被 仰出留	22 夜廻昼廻之内欠候時分、代人出候定
2 番頭・組頭誓詞前書之留	23 御作事掛り被申候衆休之定
3 番頭・組頭申合連判之留	24 御使 ぶ 被罷帰候衆休并旅之御供被仕候衆休之定
4 万事申定	25 御城近所火事之刻、御縁類ニ御番衆被罷在候所覚
5 番頭・組頭申合事	26 火事ニ付定、付火事之場江見舞候御定
6 番頭・組頭御番代之事	27 疱瘡並疹痘遠慮日数之定
7 組頭中申定	28 養父方忌之事
8 番頭・組頭御使、或御用江掛候節、休之定	29 親類煩ニ付御番断之定
夏(2冊目)	30 拝借金上納断之定
9 御番衆本御番之定	31 小普請ニ出候衆之定、付無足長煩之事
10 御供番之定	32 牢人改之定
11 御城外御番之覚	33 誓詞取断之定
12 御暇方之定	34 誓文状取断之定
13 跡目被 仰出候覚	冬(4冊目)
14 継目御礼進物之事	35 誓詞文言案紙
15 正月御番代並御嘉定八朔御玄猪、或御振舞之覚	36 誓文状之案紙並乗物断誓文状案紙裏書共ニ
16 御能ニ付而万事定	37 万事之手形証文、付裏書案紙
17 要脚廣蓋御給仕方之定	38 関所并追却分国所
18 出人之定	39 関所女手形出所之覚
19 入番衆之定并三年勤御切米拝領之覚	40 関所女手形可書載之覚
20 御番寄勤並煩之方ニ成分之定	41 服忌量
21 夜廻り昼廻り衆江申渡候覚	42 御軍役之積り
	43 御扶持方

註：「21、夜廻り昼廻り衆江申渡候覚」の途中から「秋(3冊目)」となる。